

新型コロナウイルス感染拡大による活動への影響に関する調査報告書 (6月26日集計時点)

北海道民生委員児童委員連盟

「回答した民児協の集計について」

【市と町村別】

調査対象	回答数	比率	回答率
市単位民児協	265	67.4%	96.0%
町村民児協	128	32.6%	88.9%
合計	393	—	93.6%

【振興局管内別】

地区	市単位	町村単位	合計	単位総数	回答率
空知	39	12	51	53	96.2%
石狩	31	2	33	36	91.7%
後志	17	17	34	35	97.1%
胆振	42	5	47	50	94.0%
日高	0	6	6	7	85.7%
渡島	34	8	42	43	97.7%
檜山	0	6	6	7	85.7%
上川	41	17	58	60	96.7%
留萌	4	6	10	11	90.9%
宗谷	6	8	14	15	93.3%
オホーツク	17	13	30	38	78.9%
十勝	13	16	29	32	90.6%
釧路	21	7	28	28	100.0%
根室	1	4	5	5	100.0%
合計	266	127	393	420	93.6%

1. 定例会の開催状況について

【表 1-1：2～4月における定例会の開催状況】

内 容	2 月		3 月		4 月	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
通常通り開催した	312	79.4%	96	24.4%	164	41.7%
開催を中止した	19	4.8%	159	40.5%	86	21.9%
開催を中止し書面審議とした	6	1.5%	76	19.3%	102	26.0%
元々開催の予定はなかった	47	12.0%	49	12.5%	22	5.6%
その他	2	0.5%	9	2.3%	15	3.8%
無回答	7	1.8%	4	1.0%	4	1.0%

n=393



区 分	2 月	3 月	4 月
定例会を開催できた民児協の割合	92.6%	29.0%	46.6%
定例会を開催できなかった民児協の割合	7.4%	71.0%	53.4%

※上記集計から「元々開催の予定がなかった」、「その他」、「無回答」を除外し集計。

1-1 定例会の開催傾向に関する考察

【図1：新型コロナウイルス感染症拡大と定例会実施割合の相関関係】

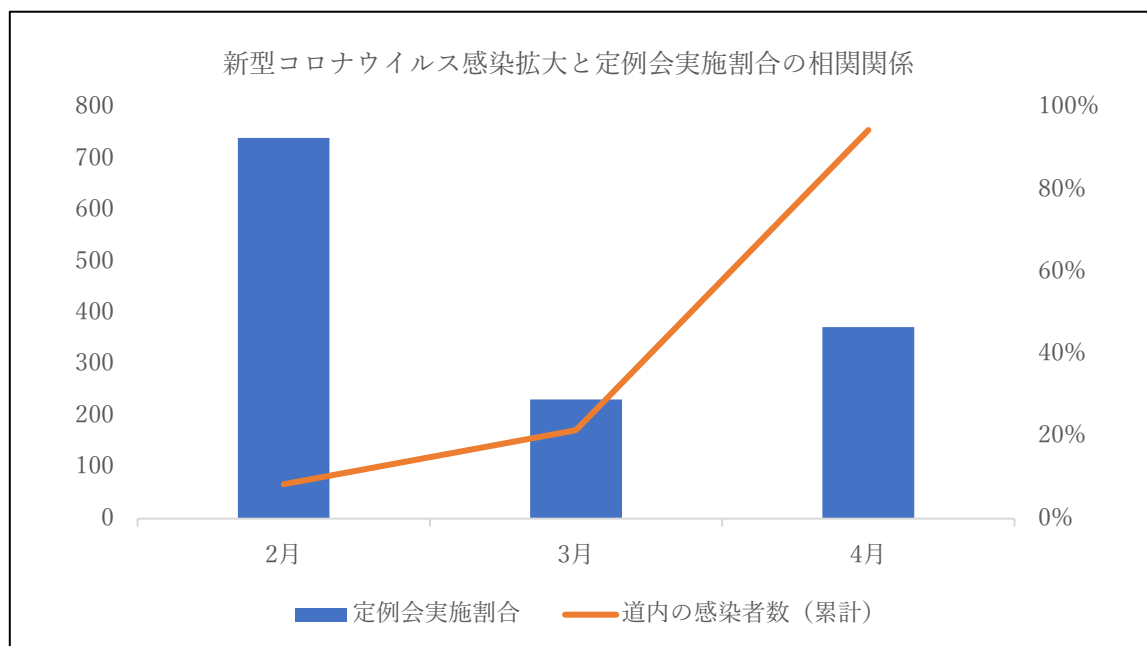


表 1-1 並びに図 1 のとおり、定例会を開催できた民児協の割合は、2月が 92.6%、3月が 29.0%、4月が 46.6%という結果になっている。道内において、新型コロナウイルス感染症拡大の兆しが出てきたのは2月下旬であるため、その時期に定例会の開催を予定していた民児協が急遽を中止したものと推察する。道内の新型コロナウイルスの新規感染者数を月別にみると、統計的には4月にピークを迎えているが、その状況に反し、4月に定例会を開催した民児協の割合は前月比で 17.6 ポイント増加している。定例会を3月に開催できず4月に開催したのは、99 民児協 (25.2%) となっている。最長で2か月間定例会が開催できない中であって、新型コロナウイルス感染症の影響下にある現状の活動を整理することを目的に、開催時間の短縮や感染症予防対策を図りながら、さまざまな制限の下で定例会を開催したものと推察する。

なお、2月から4月にかけて、すべての月で定例会を開催したのは 61 民児協 (15.5%) であった。一方、この期間に「元々開催予定がなかった」も含め一度も参集されなかった民児協は 59 民児協 (15.0%) となっており、奇しくも同程度の割合となっている。

1-2 3～4月に定例会を開催した民児協の傾向と今後の開催スタイル

定例会の開催を中止する最たる理由は感染防止であるが、その他にも、緊急事態宣言下における公共施設の一時閉鎖が挙げられる。民児協の大多数は、定例会を地域のコミュニティセンター等の公共施設を利用してきたが、定例会を開催したいという意向があっても、開催する場所がないという状況となっている。しかし、その中でも定例会を開催できた民児協については、3密にならないように、窓を開ける、座席を離して座るなどに加え、マスクの着用や手指消毒、開催時間の短縮等、感染症予防対策を徹底している傾向がある。しかしながら、短時間での開催であるため、十分な情報共有を図ることができないという課題が新たに生じている。

今後の単位民児協の定例会の開催スタイルとしては、感染症予防対策を徹底することに加え、ソーシャルディスタンスを保つため従来の倍の広さの会場を使用することや、定例会で情報共有できる時間が少ないことから、日常的に情報共有を図れる仕組みづくりが急がれる。

1-3 日常的な取り組みの効果

道民児連が示した「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」の中でも委員間の連絡調整を図るために、複数の連絡手段の確保や情報収集方法をあらかじめ定めておくことの必要性を言及している。

今回の調査によって明らかになったのは、定例会を開催できない状況においては、委員間の緊急連絡網を駆使して連絡調整を行っている民児協が多数あることだ。1回でも定例会を中止した民児協のうち、43民児協が緊急連絡網の活用に関する回答をしている。また、日常活動において、班編成による活動を行っている民児協では、班単位で情報共有や連絡調整を進めている事例も確認できた。ここに、日常的な民生委員活動がこのコロナ禍にあって有効に機能していることが示されている。

1-4 定例会が開催できない状況での課題

別の設問項目に「地域が抱える新たな課題」を自由記述にて回答いただいたが、全体回答のうち、17.0%（67件）の民児協が、定例会を開催できない現状を課題として挙げている。まさに未曾有のコロナ禍で不測の事態に遭遇し、その対応に苦慮しているといった内容が主だったものだが、その回答の一部を紹介したい。

- 月例会議は公共施設を利用しているが、5月末まで休館となり開催できない。広い会議室等利用できれば、席を離すなどして実施したいのだから…。
- 全体での会議が持てない状況は、やはり何かと不便で不安なものを感じる。
- 学校が休みの中、母子家庭等の中で、虐待などが発生していないか気がかりだが、委員と協議して対応をとるようにすること（会議、打合せなど）が出来ずもどかしい。
- 委員間の意思疎通がしづらくなった。定例会が開催できないと各委員が抱えている活動について、話し合い等ができず、地区協全体の向上が図れない。
- 民児協運営として全ての研修が中止となり、定例会の開催もないため、委員同士の連帯感が薄れている。ことに、新任委員はほとんど定例会を経験していない。
- 定例会、各部会が開催できないことにより、行政等からの周知や依頼がスムーズにいかない。また、民生委員同士の情報共有が図りにくい。
- 委員によっては、家族からこのような状況下での定例会出席に理解が得られにくい方もおり、全員参加の定例会がコロナ収束まで難しい。

活動を進めるための情報の共有化という課題が大きく挙げられている。定例会を開催できないことにより委員同士のコミュニケーション量が減少し、連帯感が薄れていることも指摘されている。次期一斉改選を視野に入れると、この現状が続くことは決して望ましいものではない。委員間の情報共有ならびにコミュニケーションの機会をいかに担保するのが当面の重要な課題といえる。

また、感染症予防の観点から、委員の家族から活動に対する理解を得られず定例会に出席できないという事例も報告されている。感染症予防を前提とする安全性に配慮した活動様式を考え、家族の理解を得ていくことも大きな課題といえよう。

1-5 定例会開催の工夫事例

○少人数分散型

多人数での3密を避けるために、委員を5～6人の班に分け、その班を単位として定例会を実施。会長が各班の状況や情報を集約。委員間の連絡網等を併用。

⇒単位民児協として情報をまとめるために、協議事項や報告結果などのフォーマット（ひな形）を示すことで、効率的な運用ができる可能性あり。

○IT活用型

定例会は極力短時間で実施し、電話の緊急連絡網の他、LINEとEメールを活用し複合的に状況共有。

⇒情報共有の効率性は格段に上がり、定例会時間短縮にともない低下したコミュニケーション量を補完する効果が期待できる。

○会長ハブ型

公共施設が使用できないので、所属委員は時間をずらして個別に会長宅へ訪問。会長は必要書類の手渡し、活動状況や現在の悩みなどをヒアリング。その結果、特に周知が必要な事例や事項があれば、改めて会長より所属委員全員に文書等で周知。逆に、会長をはじめとする役員が、所属委員宅を戸別訪問し、同様の取り組みを行うパターンもある。

⇒定例会会場が確保できない状況下においては有効。ただし、会長等役員の負担が増大するため、班体制の併用等、役割と機能を分散することが望ましい。

2. 訪問活動について（複数回答）

2-1 訪問活動の実態について

【表 2-1：訪問活動に関する申し合わせ事項】

民児協で申し合わせている事項	回答数	比率
通常通り訪問活動をする	17	4.3%
特に気になる世帯のみ訪問活動をする	131	33.3%
訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う	190	48.3%
夜間の家の灯りや、新聞の受け取り確認による見守り活動を行う（訪問を伴わない）	135	34.4%
原則的にすべての訪問活動は控える	71	18.1%
訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている	183	46.6%
その他	45	11.5%

n=393

表 2-1 のとおり、約半数の民児協が「訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている」という実態が明らかになった。この背景には、やはり訪問対象者によって支援や安否確認の必要な度合いが異なることが考えられ、訪問活動のあり方を民児協で統一することが馴染まないことを表していると考えられる。ただし、ここで補則しなければならないのは、民児協において訪問活動実施の方向性を示唆した上で、個々の判断に任せているケースが非常に多いことだ。例えば、「訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う」と回答した 186 民児協のうち、委員個々の判断に任せているのは 66 民児協 (34.7%) であった。逆に、「特に気になる世帯のみ訪問活動をする」と回答した 131 民児協のうち、委員個々の判断に任せているのは 65 民児協 (49.6%) であった。つまり、「訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている」という回答が多いこの結果は、委員の個別活動を放任しているということではなく、訪問対象者の個別性に配慮した結果と解釈すべきであろう。なお、具体的な訪問活動のあり方の示唆をせず、全面的に委員個々の判断に任せている民児協は 67 民児協 (17.0%) であった。

そして、全般的な傾向としては、緊急事態宣言下において、「人との接触を 7 割減らす」という政府の要請や、全民児連および道民児連の通知内容が反映される。48.3%の民児協が「訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う」という安否確認の形態をとっており、感染症のリスクを最小限に留め、委員自身の安全を優先する傾向が強く表れているものと考えられる。

また、基本的には訪問を控え電話等で安否確認を進めているが、特に気になる世帯は訪問している民児協は 77 民児協 (19.6%) を数え、約 2 割の民児協が重層的な安否確認をしている実態も明らかになった。

なお、「その他」の回答は「感染症予防を徹底する」といった内容が主だったものであったが、特筆すべき事例として、「訪問を控え、民生委員カードとコロナウイルスに関するチラシを配布」といった報告があった。これは“ポスティング”と言われる活動で、民生委員の連絡先を住民に周知する効果や、社会の動きに応じた注意喚起を図る情報提供としても有効である。人との接触を極力控える中であって、この状況下に適した活動スタイルと言える。

2-3 活動様式の変化にともなう新たな課題

調査の結果、約半数の民児協が非訪問型の安否確認の形態をとっているが、このことに伴い、今までにはなかった新たな課題が生じている。

ひとつは、個別支援に関連する事項である。今までは訪問により気付いていた要援護者等の変化が、電話による安否確認では気付きにくくなっているという点だ。当然、電話だけではコミュニケーション量と質が低下するので、世帯状況の把握レベルも低下する。

もうひとつは、活動の財源である。安否確認のスタイルが電話中心になると、従来考慮されていなかった電話料金が活動経費に新たに加算される。さらに、携帯電話やスマートフォンの普及にともない、活動の効率性を鑑みた時、固定電話ではなく携帯電話により安否確認を行うケースが圧倒的に多いと考えられ、このことも活動経費を圧迫する。これらは、あくまでも想定であり具体的なエビデンス(根拠)を伴っていないので、今後、第 2 次調査を実施する場合は調査項目に入れることを検討したい。仮に、電話による安否確認のスタイルが活動費用を圧迫しているという実態が明らかになれば、本連盟では道に対してこの実態を伝え財源措置に関する働きかけを行うことを検討したい。その

場合、並行して、市町村レベルにおいても、地元行政の単費（独自財源）による活動費増額の働きかけも必要であるとする。

3. 相談・支援活動について

3-1 相談・支援活動の分析

【表 3-1：相談支援活動に関する申し合わせ事項】（一部複数回答）

民児協で申し合わせている事項	回答数	比率
通常通り訪問（来所）により面談を行う	94	23.9%
原則面談はせず、電話等で相談に応じる	250	63.6%
相談の受付をしない	4	1.0%
その他	49	12.5%
無回答	6	1.5%
合 計	403	

n=393

【表 3-2：訪問型と非訪問型の活動の比較】

民児協で申し合わせている事項	回答数	比率
【訪問型】通常通り訪問活動をする＋特に気になる世帯のみ訪問活動をする	148	37.7%
【訪問型】通常通り訪問（来所）により面談を行う	94	23.9%
【非訪問型】訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う	190	48.3%
【非訪問型】原則面談はせず、電話等で相談に応じる	250	63.6%

相談支援に関する活動は、民生委員活動の根幹となる活動である。しかしながら、面談をして相談支援を行う場面は、感染症対策の“3密”のうち、密閉、密接の2つの条件に該当してしまう恐れがあることや、全民児連および道民児連の通知が影響し、全体的な傾向として約6割の民児協が「原則面談はせず、電話等で相談に応じる」と回答している（表 3-1）。

このことは、訪問活動の調査結果と照らし合わせても説明ができる。表 3-2 のとおり、“安否確認”を目的とした場合、37.7%の民児協で訪問活動をしているが、相談支援を目的とした場合は、13.8ポイント減の23.9%まで下がる。

一方、訪問を伴わない電話等による安否確認に関しては48.3%が実施しているが、非面談による相談支援に関しては、15.3ポイント増の63.6%に増加する。つまり、訪問型の安否確認を実施している民児協であっても、3密による感染リスクを避けるために、相談支援については面談を避ける傾向があるということがいえる。

なお、「その他」の回答のうち、約半数が「相談の実施は個々の委員の判断に任せる」というものであった。次いで「感染症予防を徹底する」という回答が多かったが、「必ず事前に電話してから相手のところに伺う」や、「原則制限を加えず相談者の意向を尊重する」という回答もあった。

3-2 相談支援活動に関する新たな課題と今後の展開に関する考察

これまで、民児協運営（定例会の開催）、訪問活動、相談支援活動の調査結果およびその課題に関する考察を述べてきたが、これらの課題は複合的に連動をしている。従来、困難な支援事例に遭遇し

た際、民児協定例会においてその困難事例の検討を行うことで、支援に結び付けるとともに、担当民生委員の心理的負担の軽減を図ることができた。しかし、定例会を思うように開催できない状況にあつては、このことが機能していない。

一方、民生委員活動の基本ともいえる“見つける”、“つなげる”、“みまもる”という活動も、訪問活動が思うようにできない状況にあつては、“見つける”という相談支援活動にも大きく影響する。つまり、新型コロナウイルスの影響下にあつては、それぞれの活動の課題を個別に検討するのではなく、民児協機能とその地区における活動の現状を包括的に整理し、今後のあり方を検討しなければならないということである。その意味では、今回の事態は、自らの活動を見つめ直し、状況に応じて再構築する契機として捉え直してみたいかがだろうか。

新型コロナウイルス感染症のリスク回避と地域に必要な活動のバランスをいかにとるかが今後の活動の重要なポイントになると考える。感染症リスクを避けつつも、地域に求められる活動スタイルの開発が急務と言えよう。

例えば、先述の“ポスティング”の活動事例である。マスクの送り付け商法や特別定額給付金に関する詐欺など、新型コロナウイルス感染拡大に便乗した悪徳商法や特殊詐欺の事例が急増しているなかにあつて、現状に即した効果的な活動といえる。この活動であれば、人との接触機会も最小限に留めることができる。加えて、そのチラシに民生委員の電話番号等の連絡先を記載しておけば、民生委員がアウトリーチ（訪問支援）せずとも、相談者からのアクセスも期待できる。

さらに、対象世帯に対しては「このような状況だけどもきちんと見守っています」ということを示す手段としても有効である。このことは決して新しい活動ではない。民生委員・児童委員の日、活動強化週間で展開されている内容と全く同様である。

つまり、新型コロナウイルスの影響を強く受ける状況下であっても、状況の整理と考え方を考えることで、既存の活動が十分に展開できるということだ。現状を的確にとらえ、今後どうしていくのかを検討するだけでも大きな意味を持つ。今後、実際に活動を実施できるか否かにかかわらず、今できることを精査し、民児協機能とその地区における活動の現状を包括的に整理し、今後のあり方を検討することは必要なことであると考ええる。

この民児協の現状の包括的整理にあたっては、本連盟が現在実施している「民生委員協議会等基本調査」の調査票がツールとして活用できる。この調査票は、民児協運営やその活動等に関して55の設問を設けており、その設問に回答することで、客観的な現状を明らかにできるよう工夫されている。本連盟としては、単位民児協に対して、民児協活動等の現状の包括的整理に関する働きかけを行うとともに、基本調査をはじめとする既存事業との連動性を担保しながら、市町村および単位民児協支援の方策を検討することとしたい。

3-3 生活福祉資金緊急小口資金等の対応

3月25日に生活福祉資金の緊急小口資金および総合支援資金（生活支援費）の特例貸付の制度が実施された。しかし、実施主体である道社協からは各市町村民児協に対して、事業概要（パンフレット）の送付のみ留まり、留意事項等の説明がないことが判明したので、本連盟としては関連する活動の概要および留意事項について通知した経過がある。この制度における民生委員の役割は、現時点ではほぼ無いに等しいが、償還据え置き期間を経た後、借請人に関する資料が民生委員に文書通知され、

状況によっては新たな支援対象ともなりうるので、決して無視できる制度ではない。

このことについて、民生委員が関連する相談を受けた件数については、表 3-3 のとおりとなる。ただ、この実績はあくまでも民生委員が相談を受け、地元社会福祉協議会につないだのではないかと考えられる件数である。約 1 割の民児協（民生委員児童委員）に相談実績があるので、最短で 1 年後から始まる償還の際は相談を受けた世帯に限りスムーズな支援ができるものと思われる。

【表 3-3：民生委員による生活福祉資金緊急小口資金の相談実績】

	件数	比率
相談実績あり	31	7.9%
相談延べ件数	176	—
平均相談件数	5.7	—

n=393

ただし、新型コロナウイルスの政策動向によっては、これらの状況は大きく変化する可能性は否めない。生活福祉資金緊急小口資金は、10 万円を上限とした一時的な貸し付けであるが、政府の経済対策が機能しなかった場合、更なる失業が増え中期的な貸し付けにあたる総合支援資金（生活支援費）の利用世帯が急増する可能性がある。

この制度を利用した場合、最大で 60 万円の借り入れが可能となり、1 年間の据え置き期間を経て 10 年以内に償還することとなる。現段階においては、特別措置として、所得の減少が続く住民税非課税世帯は償還が免除されるが、コロナ禍による経済不況が長引けば、今まで支援対象とはなり得なかった住民税を課税されている世帯にも、長期的な支援が求められることが想定される。

このことに関して、民生委員は関係機関につなぐ活動を原則とすることに変わりはないが、把握が必要な世帯が増加する可能性は現時点で指摘しておきたい。

4. その他の活動について

【表 4-1：民生委員による各活動の実施状況】

項目	予定あり	比率	実施予定ありの回答のうち				
			実施	中止	延期	未決定	未回答
行政等からの依頼による調査活動	134	34.1%	16.4%	42.5%	33.6%	7.5%	0.0%
福祉票・世帯票の整備	133	33.8%	33.8%	25.6%	29.3%	9.8%	1.5%
他団体への会議や行事への参加	239	60.8%	7.5%	72.4%	10.0%	9.2%	0.8%
自主運営しているサロン等活動	106	27.0%	0.9%	88.7%	6.6%	2.8%	0.9%
民児協の独自研修	187	47.6%	2.1%	52.9%	21.9%	22.5%	0.5%

n=393

この設問は活動記録の「その他の活動件数」の項目を参考に設定した。傾向として、調査活動や世帯票の整備など、3密（密集、密閉、密接）の条件がすべて揃にくい活動は 1～3 割程度の民児協で実施されている（表 4-1）。一方、3密の条件がすべて揃ってしまう集会型の活動の実施割合は、いずれも 1 割以下となっており、緊急事態宣言で示された感染症拡大防止が民児協活動においても反映した結果となった。今後は、定例会の開催も含め、研修会等の集会型の取り組みは、そのあり方や形態を大幅に変更することが求められることになるだろう。

また、この調査結果において特徴的なのは、完全に中止の判断をした取り組みと、延期や未決定等その判断を保留しているの取り組みの差が顕著に表れていることだ。いわゆる関係機関や地域住民

と一堂に会する集会型の取り組みは7～8割が中止しているが、民児協の独自研修に関してはその割合が5割程度に留まっており、中止の判断を保留している民児協は4割以上となる。独自研修の実施には、一斉改選後の新任委員の存在が影響しているものと思われる。また、人との接触が比較的少ない活動は、延期ないしは、中止の判断を保留している傾向もある。

関連して、今後懸念されることとして、各活動の延期または未決定の比率が高いことが挙げられる。延期と未決定の合計でみると、調査活動が41.1%、世帯票等整備が39.1%、独自研修が44.4%となっている。

新型コロナウイルスの収束状況を見極めながら、これらの活動の実施を今後検討することになると考えられるが、収束時期が長引けば長引くほど、その活動に充てられる時間も短縮されてしまい、過度な負担が生じる可能性があり、中止せざるを得ない判断も必要となろう。

5. 新任委員へのフォローについて

5-1 新任委員へのフォローの実態

この設問は令和元年12月の一斉改選により新たに就任した新任委員に対して、どのようなフォローをしているかを自由記述で回答いただいた。就任してから半年も経過していない状況にある中で、65.4%（257件）の民児協がこの設問に対して回答をしており、この問題をへの関心度の高さが伺える。

新任委員に対するフォローの形態は、市と町村で大きな違いが出ている。市の単位民児協では会長をはじめとする先輩委員がアドバイザー機能を果たしていることに対し、町村では事務局職員がその機能を果たしている。町村民児協においては、144民児協のうち、142民児協が行政で事務局を担っている実態があるため、このような結果になったものと考えられる。全般的な傾向としては、悩みを聞くなどのアドバイザー機能が中心となるフォロー体制であるが、その中でも特徴的な取り組みを紹介する。

5-2 新任委員のフォローに関する特徴的な取り組み

(1) 既存の取り組みの効果が期待できる事例

- 前任者が退任する前・後でも、新任者と訪問活動を行い引き継いでおります。前任者が作成した住民支え合いマップを活用しているので、担当地域の状況についてはある程度把握できています。問題点等があれば、定例会で話し合いをしています。対処に不安があるときは会長が同行します。
- 今年度事業計画の重点項目のひとつに「新任委員をサポートする仕組みづくり」を取り上げ、新任委員への支援として、「声掛け、見守り、相談にのる」等に取り組む。
- 定例会を通常通り実施しましたので、新任委員との話を聞きアドバイスしました。また、3月までは定例会の他にミーティング（毎月1回）を実施しており、その場でもアドバイスしました。
- 定例会の時に「何か一言コーナー」や「発表」の場を設け、ベテラン委員が分かりやすくフォロー

ーしています。

(2) 人材育成効果が期待できる事例

- 相談できる経験委員に新任委員の助けになるよう担当してもらっている。互いに声掛け等がしやすい環境づくりに心がけている。資料、文書等、役員が各委員に届け声掛けしている。
- 新任委員に対しては、当初先輩委員と活動させ慣れさせてから独自で活動するように実施している（特に地域の各種行事支援等）。
- 委員が主体となる自主例会を開催し、先輩委員から活動に対する情報交換により、新任委員へのフォローを行う。（町村民児協の回答）
- 選出地域別に班編成し、班長が定期的も声掛け等を働きかけ、不安等の解消に努めている。
- 相談できる経験委員に新任委員の助けになるよう担当してもらっている。互いに声掛け等がしやすい環境づくりに心がけている。
- 当町では委員を数グループに分け、そのグループ内において協力体制をとれるようにしている。グループ内には、新任委員やベテラン委員、男女をそれぞれ入れるようにしている。

(3) 自らの学びを促進する事例

- 今後、各委員から問題解決に至った体験談などの参考事例、各研究部会の内容などをまとめ、3か月に1回を目処に、「民協だより」を内部だけに発行し、新任者を含め活動の参考にしたいと考えております。
- 新任委員については、事例および対応を掲載した「活動参考書（マニュアル）」に基づき、個別に対応、指導。個別の相談事については、例会書類引継ぎ時や電話、メールで対応。
- この時期（自粛期間）に民生委員活動に関する資料を良く読むことを勧めています。
- 活動記録記入の手引きをベースに、研修会等の事例を主たる分類と例示ごとに、月別の活動内容①に記入例として明記し委員全員に配布しました。この中から、民生委員児童委員の活動概要等を理解することを期待しています。

(4) 委員の孤立感や不安を緩和する事例

- 週1回電話連絡とし、混乱や不安のないようにしている。
- 新任委員に困っていることはないかと思い電話したところ、「活動をする気持ちはあるが訪問される相手のことを考えて自粛している。気持ちは焦っている。」との回答があり、事務局からは「自分の身の安全を第一に考え無理をしないように。」と伝えたところ、「それを聞いて、気持ちが楽になりました。」とのことでした。特に新任委員には、少しでも声掛けが必要と感じました。
- 新任委員より、「活動しない状態で良いのだろうか？」と不安の声がありました。特に訪問活動ができないことを「何もできてない」と話す委員が多かったので、訪問活動だけが委員の活動ではないことを手紙、電話で伝えました。
- 新任委員を対象に集まりを持ち意見交換した。
- 女性新任委員が、男性からの相談がある場合は、会長又は副会長と訪問するようにしている。

(5) ITを活用した事例

- 公式LINEにて、不安や質問に応じており、何かあった場合は、速やかに役員が対応できるようにしています。
- 個別面談する時間を重要視し、個々が感じている思いを聞き取るようにしている。また、民児協としてメーリングリストの登録を進めていたことから、「新型コロナウイルス感染症」に関する行政の動きや民生委員児童委員協議会の諸連絡をタイムリーに発信し、委員が不安を抱かないように情報提供に努めた。

6. 地域が抱える新たな課題について

6-1 6つのカテゴリー

この設問も自由記述で回答いただいた。回答の内容が多岐にわたるため、まずは回答内容を類型化した。その結果は以下のとおりとなる。これらについて特徴的な課題を一つひとつ見ていきたい。

「①民児協運営（定例会含む）に関すること」のうち、定例会に関する事項は、1-4に記載したので、ここでは割愛し他の内容について紹介する。また、回答内容はその一部を紹介する。

①民児協運営（定例会含む）に関すること	79件（42.9%）
②地域課題に関すること	35件（19.0%）
③個別支援に関すること	20件（10.9%）
④活動財源に関すること	14件（7.6%）
⑤欠員に関すること	4件（2.2%）
⑥その他活動に関すること	56件（30.4%）

※割合は、自由記述回答のあった民児協数を母数としている

6-2 民児協運営に関すること（定例会に関して前述1-4のとおり）

- 当民児協では緊急時の電話による連絡網は確立しているが、重要事項等をまとめ、作成した書類の配布体制が十分とは言えず、この度の対応の反省を生かし委員への新たな連絡体制の構築を検討している。
- 当協議会は定数49人で、このような事態が発生すると、3密を避けることが難しいことから、組織分割を検討したい。
- 緊急の時、地区民児協の連絡網を作成していなかったため、作成することが話されました。
- 6月に予定していた管外研修も中止となり、委員間の交流、情報の交換も難しく不安です。
- 定例会など集まる機会がないため、新任委員になかなか民児協に馴染んでもらえない。
- 新任委員が多い地区のため、コミュニケーションをしっかりと取りたかったができていない。
- 仕事により日中連絡がつかない委員がいるため、事務局からの連絡は郵便周知を基本としているが、情勢の目まぐるしい変化により対応が追い付かず苦慮することがある。LINEの導入検討について、LINE不可の端末を使用する委員も多く進んでいない。

上記は、定例会に関する課題を除き、民児協運営に関する課題について抽出したものだ。緊急連絡網を使用した結果の反省を生かす事例や、新任委員とのコミュニケーション機会低下に対する危機感など、さまざまな回答をいただいている。コロナ禍にあって、これまでの活動の意義や効果を改めて認識するとともに、組織形態の見直しや、SNSを活用した連絡体制の構築など、時代に合わせた取り組みを示唆するものでもある。いずれにしても、長期化が予想されるこの事態に合わせた柔軟な発想と実践、そして行動力が求められている。

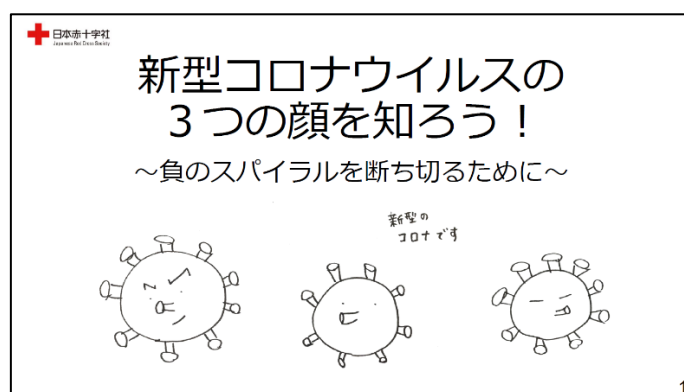
6-3 地域課題に関すること

- 多くの高齢者が外に出歩けないことにより、精神・健康問題が多く生じています。民生委員として、なかなか訪問できないこともあり、これからどのように問題を把握し、声掛けしていくか、どのような訪問方法がよいのかが課題になっています。
- 外出自粛の影響で家に閉じこもる高齢者などを心配する委員の悩みはあった。
- 心配ごとは、孤立死と認知症の進行の対応である。住民側の方もコロナ自粛が行き届いているためか、声を上げづらいかもしいない。
- 高齢者が感染の恐れから、買い物等に不便をきたしている。また、外歩きができなくなり、足腰が弱ってきている。会話の頻度が減っているため認知症の恐れが。子どもが外遊びできないでいる。
- 子どもについては、学校休校により子どもだけでの留守生活で、食事など火の元等の安全面で不安を感じる家庭もあった。
- 地域の各種催しの中止、民生委員活動の自粛、訪問の自粛等、地域の方たちと直接話し合う機会が少なくなっている。
- 町内会、民児協など地域活動が自粛され、連携の不十分さが出始めている。
- 通常時は高齢者クラブの集まりの中から地域の情報ももらっているが、開催中止となっていることから情報途絶状態。
- 今後、特別給付金支給に関わっての課題の発生が心配される。(特に認知症を有する単身高齢者世帯)
- 医療関係者が多く住んでおり、子どもの留守番に不安を感じ、周りからいじめの声があがらないか心配している声がある。
- 市内で感染が発生した時、噂が錯綜し、不安で暮らす人が多くなった。委員も報道から得る情報しかないため、答えることができず、委員同士でもそれぞれの聞いた噂のことしか分からない状態だった。正確な情報が欲しかった。

上記の地域課題は、新型コロナウイルスの感染拡大によりそのレベルが深刻化する可能性が高いものや、新たに生じた課題、人権に関する課題など多岐にわたる。特徴的なのは、新型コロナウイルスの影響により、助けを求める声が上がりにくい状況にある可能性を示唆した回答だ。緊急事態宣言下においては、人との接触を減らすことを旨とした政府および自治体の要請があり、民生委員が訪問する活動はもとより、住民の側も外出自粛に意識が高まり、双方ともに“つながる”行為を遠慮する傾向が見受けられる。現状において、民生委員によるアウトリーチ（訪問支援）機能が低

下している中であって、潜在的な福祉ニーズがより一層見えにくくなっている。この指摘は、地域においてますます深刻化する傾向が見られる。

また、医療従事者はその職務上、一般住民より感染症のリスクは高いと言えるが、その家族（子ども）が偏見に晒されることを不安視する意見もある。感染者並びに医療従事者およびその家族に対する不当な差別は明らかな人権問題である。これらの差別は正しい知識や情報が欠如していることに起因する。人権を守る意味でも、この感染症に関する正しい知識と情報を入手することはもとより、長期的な視点では、これらのことを地域に普及・啓発する“福祉教育”の取り組みも必要となってくる。この取り組みにあたっては、日本赤十字社が作成した啓発資料「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」が非常に参考になる。この啓発資料は、新型コロナウイルスは、“病気”、“不安”、“差別”の感染を広げ、それぞれが連動していることから、正しい知識と考え方を身につける必要性を、分かりやすく解説している。



日本赤十字社HP http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html

6-4 個別支援に関すること

- 特に独居高齢者への対応（民生委員の顔を見て安心する人もいれば、過度に人との接触を恐れ、孤立感を深める人もおり、対応が難しい。電話などによる安否確認は安心で喜ばれている）
- 高齢者については、自粛のため認知症の症状が増え、隣近所から苦情が出てきた。不安症状も多くなった。マスクが無くて病院に通院できないと悩んでいた。
- 「認知症が進んでしまった」、「体調を崩した」との相談も増え、面談や訪問に苦慮した。
- 4月には独居高齢者が室内で倒れているところをヤクルト配達員が発見。すぐに民生委員に連絡が入り、入院となったか？親族が帯広にいないため、病院生活に必要な身の回りの物など調達しているのか？病院では本人に会えず、看護師を通して対応ということで、直接会って相談ごとなどを聞いてあげられず、やりきれない思いです、という報告を受けています。
- 新型コロナウイルス感染拡大で、高齢者訪問はしないで電話による元気確認をしていましたが、1か月くらい顔を見ることなく元気であるものと思っていたところ、自宅の中に居て脱水症状により救急車で運ばれるということがありました。子供さんもコロナで本州から来られず、入院の準備など家族から委員さんにお問い合わせ、電話連絡も本州なので経費など大変だったと思います。

- 児童虐待で小学1年生が児童相談所へ送致される事案が発生。その後の対応について、民生委員児童委員として活動できない状況にある。また、学校訪問等ができない状況にあるため、活動に支障が出ている。
- 障がい児をもつご家庭はデイサービスが休み等で疲れ果てている。
- 特別定額給付金の申請について、申請書の代筆の依頼があり、市からの指示を仰ぎ、極力引き受けないこと、または第三者を入れて書いてあげる。代理人の所に署名捺印しないこと、以上3点を委員に伝えました。
- コロナウイルスによる社会不安からか、地区の精神障がい者の方が不安定になっている気がしました。
- 電話での安否確認方法も取り入れているが、相手が疑いの感で対応することの状況もあり、訪問とは大きな違いがある、との声あり。この状態が長引くと活動がやりにくくなるのではないか。
- 直接面談ができないことにより、その方の表情など分からないので、適切な対応ができないのではないか。

上記の個別支援に関する課題も、新型コロナウイルスにより従来の個別支援活動ができない苦悩やもどかしさについて回答をいただいている。また、特別定額給付金などの新制度への対応をしている事例の報告もあった。その中でも特徴的なのが、一人暮らし高齢者の入院に関する支援を行った際、親族との連絡調整を民生委員が担っている事例である。ここでは通信費用も含めた懸念を記入いただいているが、平成30年に発生した胆振東部地震でも同様の事例が発生している。胆振東部地震では、ブラックアウトにより固定電話が一切使用できない状況下において、本州の親族が高齢者の安否を確認するにあたって民生委員がその役割を果たした事例があるが、新型コロナウイルスの影響下においては、本州に居住している親族が移動制限により来道できないという点が類似している。この事例は氷山の一角であることが予想され、新型コロナウイルスの社会情勢にも左右されるが、今後類似事例が道内で多数発生することは想定しておく必要がある。伴って、これらの事例を元に、社会福祉協議会や地域包括支援センター等関係機関と、課題意識を共有し、その対応の検討を予め行っておくことも重要と考える。

6-5 活動財源に関すること

- 委員の訪問活動を制限し、電話対応による確認を基本としたとき、通信料（電話代など）を確認し、補助する術を確認していない。
- 訪問活動をする際のマスク、除菌スプレーやシートなど、個々で準備するため、中々手に入らないことが多い。地区民児協で備蓄が必要。
- 新任委員が就任して間もなく地区協が中止となり、委員間の交流が図れない。地区協の予算が今後活動の予定が不確定なため適切に活用されていくかが懸念されます。
- 意思統一のため、文書、電話等でやりとりをしたため、経費が増大した。
- 民児協運営、コロナウイルスで感染拡大を受け、普通の活動以下になります。市補助金、道負担金の減額にならないか危惧しています。

活動財源に関する課題については、上記のとおり 2 面的な課題を抱えている点を指摘したい。1 点目は、新しい活動スタイルの移行にともなう活動費用の増加である。上記事例では主に通信費用や感染症予防の経費を例として挙げており、従来の活動様式とは異なるため、今後の活動に要する費用に関してどのようなようになるのか不安を抱えているものである。

2 点目は、逆に予算に残額が生じてしまう課題である。1 点目は個人の活動費に焦点を当てていることに対し、2 点目は民児協の予算に焦点を当てている。単位民児協は「地区民生委員協議会活動推進費」として、国費・道費から 250,000 円の補助を受けている。

この活動推進費は、あくまでも補助金であるため、残額が発生した場合は当然返還義務が生じ内部留保は認められない。この予算の取り扱いについて、新型コロナウイルスが発生する以前の当初計画のままで推移してしまうと、活動推進費の返還が生じる民児協が多数存在するものと推察する。この活動推進費の取り扱いに関しては、飲食等の不適切な取り扱いを除けば、民生委員活動への使途は幅広く認められる財源である。研修会や事業の中止に伴って、予算残が生じる見込みがあるのであれば、災害に備えるための備品整備、活動のためのジャンパー、マスク、除菌スプレーなどの感染症予防用品の購入など、民児協内でアイデアを出し合い、その使途を柔軟に変更する判断が必要となるだろう。

6-6 欠員に関すること

- 欠員している地区委員の勧誘ができずにいる。
- 病気療養のため退任者があったが、後任者探しのための訪問が難しい状況となっている。
- 現在欠員が 3 名あり、活動地域も広く欠員地域のカバーが疎かになっている状況であり、現在の地域の課題であると考えている。

平成 28 年 12 月の一斉改選では欠員率が 2.1%であったことに対し、令和元年度では 3.9%まで上昇してしまっている。平成 13 年 12 月の一斉改選では 0.6%であった経過から考えると、この 18 年間で欠員率が 7 倍近く増加し、現時点における喫緊の課題となっている。

当然、日常的な活動の一環として、欠員のある民児協では新任候補者探しに務めることとなるが、新型コロナウイルスがこの候補者探しを大きく阻害していることは否めない。また、仮に地域に適任者がいた場合であっても、このコロナ禍の中で就任の受諾に大きく影響することが強く懸念される。この欠員増加傾向に関して、本連盟としては、さまざまな取り組みを並行して行うことを予定しているが、この状況においては、その構想も事実上凍結となる。この課題に関しては、現状において根本的な解決策を見出すのは極めて困難であり、事態の動静を見守るほかないものと考えている。

7. 地区別の発症者数と民生委員活動に関する相関性

次に、新型コロナウイルス発症者数と民生委員活動の実施に関して、地区別にその相関関係をみてみたい。サンプル数が30前後の管内のうち、感染者が多い上位3管内と下位3管内を抽出して比較する。

【表7-1：地区ごとの累計感染者数と各活動の実施割合】

	A管内	B管内	C管内	D管内	E管内	F管内
累計新規感染者数(人口10万人あたり)	31.99人	17.40人	8.11人	3.83人	3.04人	0.88人
1. 定例会の開催状況						
①3月開催	42.4%	10.0%	35.3%	19.1%	4.8%	3.4%
②4月開催	42.4%	40.0%	35.3%	66.0%	57.1%	20.7%
③3～4月の開催(平均)	42.4%	25.0%	35.3%	42.6%	31.0%	12.1%
④3～4月双方開催	27.3%	6.7%	26.5%	14.9%	0.0%	3.4%
2. 訪問活動の実施状況						
①訪問型安否確認	63.6%	56.7%	38.2%	36.2%	33.3%	31.0%
②非訪問型安否確認	69.7%	60.0%	44.1%	34.0%	45.2%	55.2%
③訪問活動を控えている	9.1%	16.7%	29.4%	8.5%	9.5%	24.1%
④原則電話による安否確認+気になる世帯は訪問	39.4%	33.3%	14.7%	17.0%	11.9%	27.6%
3. 相談支援活動の状況						
①通常通り面談	18.2%	26.7%	38.2%	19.1%	33.3%	17.2%
②原則電話対応	66.7%	56.7%	52.9%	31.9%	47.6%	69.0%
4. その他の活動の状況						
①調査活動	3.0%	6.7%	0.0%	4.3%	2.4%	13.8%
②福祉票・世帯票の整備	9.1%	0.0%	2.9%	44.7%	0.0%	13.8%
③他団体会議・行事への参加	6.1%	6.7%	0.0%	2.1%	4.8%	10.3%
④サロン等自主事業	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑤独自研修	6.1%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※累計感染者数は4/30現在。上記割合は各管内の回答数を母数として算出。

7-1 定例会の開催状況の比較

まずは、道内において新規感染者が爆発的に増加した3～4月の定例会の開催状況(表7-1)についてみてみたい。全般的には、新規感染者数が多い管内が定例会を開催している傾向が見られる。3月と4月の定例会の開催状況を比較すると、2つのパターンに分類できる。

一つは、3月、4月共に同割合を示しているパターン(A管内、C管内)で、3月、4月の両方も定例会を開催している割合も比較的高い特徴がある。このパターンの最大の特徴は共に新規感染者数が比較的多い管内ということだ。B管内は新規感染者が多いにもかかわらず、このパターンに該当しない要因としては、3月上旬に発生した大規模なクラスターが大きく影響しているものと考えられる。

もう一方は、3月から4月にかけて開催割合が増加しているパターン(B管内、D管内、E管内、F管内)である。特に、E管内は3月と4月の実施割合を比較すると、52.3ポイントも増加している。会場となる公共施設の閉鎖と、徹底的な活動自粛が相まって3月の定例会の開催割合が低くなったものと推察する。

コロナ禍における定例会の開催にあたっては、大きく2つの要件をクリアしなければならないと考えられる。ひとつには会場の確保である。緊急事態宣言の発令にともない、各自治体の判断により

多くの公共施設が閉鎖された。加えて、3密を回避するために、いつもよりも広い会場を確保しなければならない。特に3月において、これらの条件をクリアすることが難しい状況にあったことが考えられる。公共施設の使用制限は、各自治体の感染症予防対策やガイドラインに基づくものであり、各自治体の意向が定例会開催の傾向に大きく影響していたのではないだろうか。

一つの要件は、役員をはじめとする所属委員の合意形成にある。今回の調査では、役員会開催に関する設問は設けていないが、定例会を中止した民児協のうち、役員会は開催した旨の自由記述回答が26民児協を数えた。機関決定をするためには役員会を経て決定されたものと推察できる。

よって、定例会の開催を判断するにあたっては、役員会における開催の合意形成のプロセスを経ていることは想像に難くない。前述のとおり、感染症予防の観点から、委員の家族から活動に対する理解を得られず定例会に出席できないという事例があることも含め、幾多の困難を乗り越えて定例会を開催したものと考えられる。

7-2 訪問活動の実施状況

次に訪問活動の実施状況を比較してみる。訪問活動の主な目的である安否確認の形態について、実際に世帯を訪問して安否確認する形態（訪問型）、電話等で安否確認をする形態（非訪問型）、そして、原則的には電話等により安否確認もするがも特に気なる世帯は訪問する形態（重層型）の3つに分類し、その傾向を分析したい。

まず、新規感染者数が多い管内ほど、訪問型による安否確認の実施割合が高い傾向を示す。この背景には、多数の新規感染者が確認されている状況にあつて、住民の不安が大きくなっていることからそのことに寄り添った結果が、訪問型の割合が高い傾向に作用していると推察する。

一方、非訪問型の安否確認については、新規感染者数との相関関係は確認できなかった。このことは、全体的な傾向として、電話等による非訪問型の安否確認の実施割合が48.3%であり、安否確認はこの実施形態をベースにしているため、新規感染者数は大きく影響していないものと考えられる。

重層型の安否確認については、新規感染者の多い管内（A管内、B管内）と、極端に少ない管内（F管内）がいずれも比較的高い実施割合を示している。ただし、A管内並びにB管内と、F管内で顕著な違いが出ているのが訪問型と重層型の割合の差である。A管内は、訪問型が63.6%、重層型が39.4%であるため、その差である24.2%の民児協は、訪問型か非訪問型のいずれか一方で安否確認を進めているといえる。それに対し、F管内は、訪問型が31.0%、重層型が27.6%であり、その差は3.4%しかない。このことは、F管内において訪問型の安否確認を行っている民児協の大多数の民児協が非訪問型の安否確認も並行して行っていることを示している。

7-3 相談支援活動の状況

相談支援活動の状況については、統計的には新規感染者数とその実施形態に与えている影響は確認できなかった。新規感染者が最も多いA管内と最も少ないF管内を比較しても、「通常通り面談する」、「原則電話対応」の実施割合はほぼ同程度となっている。このことは、コロナ禍にあつても、住民の困りごとに対して、可能な範囲で真摯に向き合う姿勢はどの管内においても変わらないことを示していると思われる。

7-4 その他の活動の状況

調査活動や世帯票の整備等、人との接触機会が少ない活動については比較的实施している割合が高いことは前述したとおりであるが、管内別に集計すると、新規感染者数の少ないF管内がこれらの活動を実施している傾向が比較的高い結果となった。

また、3密の条件が揃ってしまう独自研修の取り組みに関しては、新規感染者が多い上位2管内においてのみ実施され、それ以外は実施されていない。ただし、6.1%、3.3%と実施率は極めて低い。

D管内において、福祉票・世帯票の整備の実施割合が44.7%と極めて高い数値を示しているが、その理由について、この管内のある市では連合民児協による活動の方針を早い段階で打ち出し、このことが影響し市内のすべての民児協でその活動に取り組んだ結果が反映されている。

8. これからの民生委員活動に関する一考察

全国民生委員児童委員連合会では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、「ご自身と家族の安全が最優先。活動や協力は無理のない範囲で」という会長のメッセージを発出している。この考え方は、平成26年に策定した「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」に基づくものであり、コロナ禍にあっても揺るぎない活動の指針である。このメッセージは、政府の緊急事態宣言の延長を受け、5月7日に発出されたものであるが、その当時と状況が徐々に変化してきている。

民生委員活動のこれからを考えるうえで、新型コロナウイルスに対する最大の予防対策は“何もしないこと”だ。活動をしなければ、感染症のリスクは当然低くなる。しかしながら、誰もが経験したことのない、このコロナ禍にあっては、地域におけるさまざまな課題が新たに発生している現実があることを無視できない。

これらのことから、これからの民生委員活動を考えていくにあたっては、新型コロナウイルス感染症のリスク回避と地域に必要な活動のバランスをいかにとるかが重要なポイントとなる。感染症リスクを避けつつも、地域に必要な活動のスタイルの開発が急務であることから、現時点で考えるこの状況に合わせた活動スタイルについて、次のとおり考察したい。

なお、その内容は、本調査結果、ならびに現在の感染症拡大状況や国の政策など、現状に照らした活動スタイルの考察となる。感染症収束状況や、政策動向によって、その活動スタイルは変容を求められることを予め断っておきたい。

(1) 新型コロナウイルスに関する正しい情報や知識を身につける

6月に総務省が実施した「新型コロナウイルス感染症に関する情報流通調査」によると、72.0%の人が間違った情報や誤解を招く情報に接触しており、その内、76.7%の人が“正しい情報だと思った”あるいは“正しい情報かどうか分からなかった”と回答している。さらに、その情報が怪しいと思った場合に真偽を調べなかった人の割合は49.1%に上る実態が明らかとなった。

災害や新型コロナウイルス感染症拡大など、極めて大きな社会的不安が蔓延する中にあっては、誤った情報やデマが拡散しやすい。同じ市町村内で新規感染者がいることが判明した際、噂話やSNS等でさまざまな情報が拡散しているが、その真偽は定かではないことが多い。感染症予防対策についても、自身としては正しい行動をとっているつもりが、実は間違っていたということも十分ありうる。

民生委員として、ひとりの生活者として、自分自身、そして家族の身を守るためにも、まずは、新型コロナウイルスに関する正しい情報や知識を身につけ、デマや噂話に踊らされないことがない冷静さが、今後の活動を考える上での基本的スタンスであると考えられる。

(2) 定例会の開催

民児協の定例会は、主に連絡調整、研修・研究、意見交流の場としての機能を有しているが、このコロナ禍にあっては、その機能の大部分が制限され、個々の委員活動に大きく影響している。災害発生時には、“委員間の連絡確保と民児協機能の早期回復を重視する”ことが重要とされている。これは、大規模災害に際しては、各委員が孤立しがちになる実態や、個々の判断により活動を行わなければならない不安を解消するとともに、非常事態下での活動の方向性を早期に決定

する重要性を示唆するものである。

新型コロナウイルスの影響により、3～4月の期間において、感染拡大防止や公共施設の一時閉鎖を理由に半数以上の民児協が定例会を開催できなかったが、このことは平成30年北海道胆振東部地震で特に被害が大きかった厚真町、安平町、むかわ町の状況に酷似している。この3町においては、町内の公共施設が避難所や物資保管場所などで使用されており、定例会会場を全く確保できなかった。結果、定例会を開催できたのは発災から2～3か月後であり、後に被災地民児協の会長は、「委員の不安の解消のためにも、ある程度無理してでも即座に定例会を開催すべきであった。」と語っている。今後の活動のあり方を検討するうえで、民児協定例会の開催は必須であるということをも前提として、以下の点に留意した定例会の開催を提案したい。

○個々人の感染症予防対策の徹底とマナーの一般化

- ・新型コロナウイルスと感染症予防に関する正しい知識を身につける。
- ・マスクの着用や手指消毒等、個人レベルでの感染症予防を徹底する。
- ・感染症予防や咳エチケットのマナーに関して、民児協内で共通の理解を図る。
- ・風邪症状があるなど、体調が悪い場合は無理せず定例会を欠席する。

○“3密”を避ける会場の選定・設定とその留意事項

- ・委員同士の距離をとるために、従来の定例会と比べ倍の広さの会場を確保する。場合によっては、机の配置もスクール形式とし出席者同士の対面を最小限する。
- ・大きな声を出さなくて済むようマイクを使用する。ただし、マイクの使用にあたっては、使用都度消毒する。
- ・会場内の換気に十分留意する。
- ・会場内での飲食は避ける。

○定例会の時間短縮にともなう情報共有を補完する仕組みづくり

- ・定例会に提出する資料は、口頭説明がなくても理解できるように丁寧に作成する。
- ・協議事項や資料の内容を工夫するなどして効率的な進行に努め、会議時間の短縮を図る。
- ・簡易な共有すべき情報については、通信アプリLINEやEメール等、SNSを活用した情報共有の仕組みを構築する。
- ・緊急連絡網の整備を進める。

(3) 今年度の活動（事業）計画の見直し

本調査でご協力をいただいた圧倒的多数の民児協が、年度計画どおりに活動できておらず、今後の見込みも具体的に定まっていないのが実情である。関連して、計画通りに活動ができないことにもなっており、予算も予定通りに執行できず公費による補助金への影響を不安視する意見も多々ある。そこで、この事態が長期化することも視野に入れ、活動（事業）計画や、民児協予算の執行に関して、以下の視点により見直し、現状を整理されることを提案したい。

○活動の見直しや整理の視点

①その活動は民生委員が主体となることが望ましい活動であるか？

→民生委員にしかできない地域福祉活動

→他の関係機関・団体でも実施できるが現状において民生委員による実施が望ましい活動

②その活動は人との接触が多いのか、少ないのか？

→基本的に、3密の条件が揃ってしまう活動は感染リスクが比較的高い

→人との接触が少ない活動は感染リスクが低い

○活動の見直しの考え方

上記の2つの視点に照らし、現在実施している活動を、以下の4つに分類する（イメージは図8-1のとおり）。その結果、活動できるのかできないのか、活動する場合は、どのような工夫が必要であるのかを委員間で協議していく。

①現状で取り組みやすい活動

人との接触が全くないため感染リスクが低いうえ、民生委員が主体となって実施することが望ましい活動の分類。この分類の活動は、現状においても十分に実施が可能と考えられる。

《活動例》世帯票の整備、広報紙の作成、電話による関係機関との連絡調整、地域の危険箇所の点検、ポスティング（チラシの配布）等

②実施にはさまざまな工夫が必要な活動

人との接触があることや3密の条件が揃うなど、比較的高い感染リスクがあるが、民生委員が主体となって実施することが望ましい活動の分類。この分類の活動実施にあたっては、民児協内でその工夫の仕方を協議する必要がある。例えば、定例会の開催については、前述のとおり、3密を避けるためのさまざまな工夫を取り入れるなどが挙げられる。この分類の活動実施の大前提は、徹底した感染症予防であるが、主体となる民生委員が感染症予防に努めていたとしても、サロン活動等において民生委員以外の参加者が感染症予防をしてこない等、さまざまな想定が必要である。それらのリスク管理が十分にできる場合は、その活動実施の判断に至るが、困難な場合は中止の判断を下すことも必要である。

《活動例》定例会や研修会、証明事務、調査活動、訪問活動・安否確認、相談支援、登下校時の見守り、サロンの開催等

③現状で協力しやすい活動

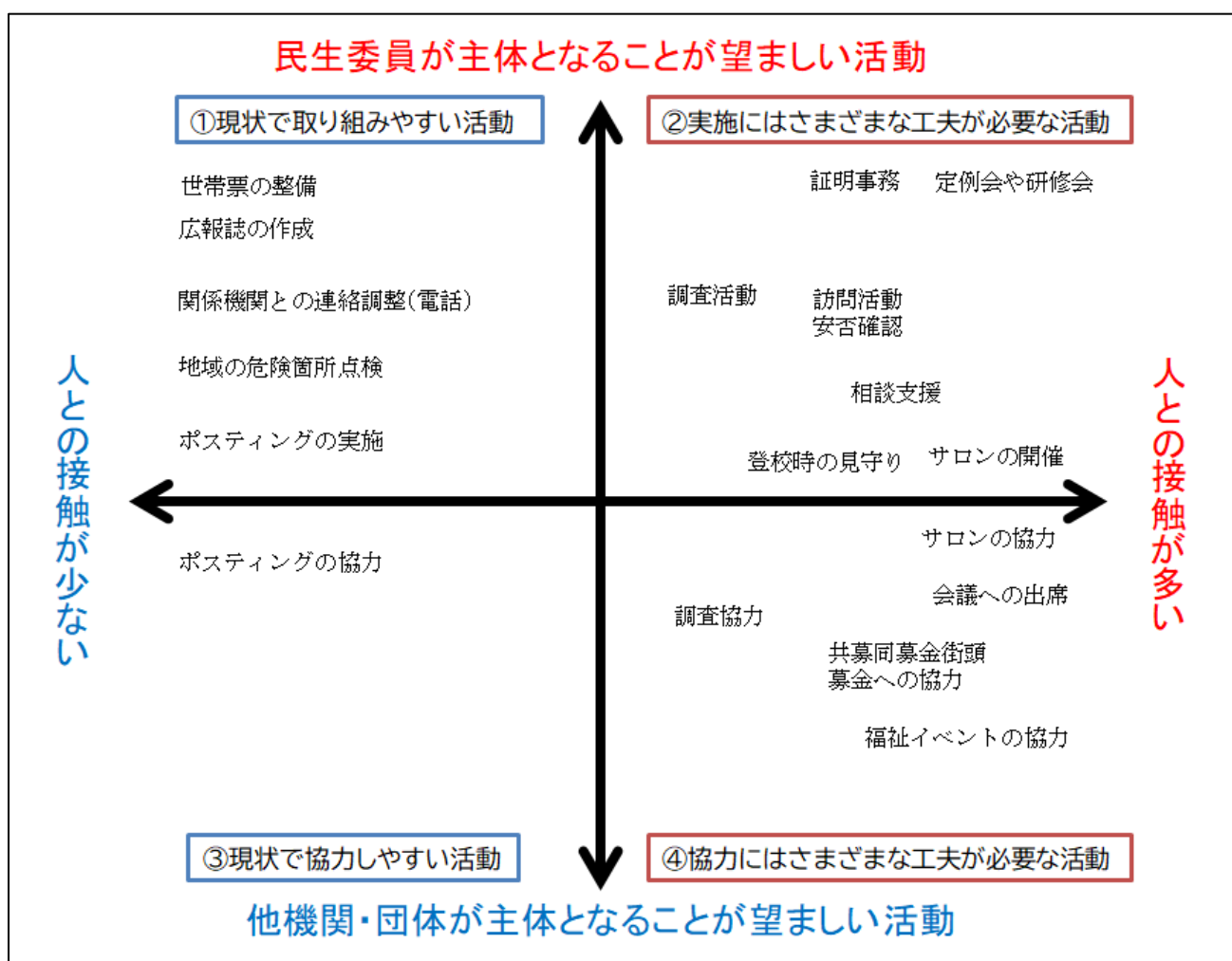
人との接触が全くないため感染リスクが低い行政や他機関・団体に対して協力する活動を分類。この分類の活動は①と同様、現状においても十分に実施が可能と考えられる。

④協力にはさまざまな工夫が必要な活動

人との接触があることや3密の条件が揃うなど、比較的高い感染リスクがある行政や他機関・団

体に対して協力する活動を分類。会議への参加や福祉イベントの協力など、その内容は多岐にわたるが、これらの活動実施の判断基準としては、依頼団体が感染症予防対策に十分に留意しているかどうかにある。民児協が主体となる活動であれば、感染予防に関するさまざまな工夫をコントロールできるが、他機関・団体が主体であれば、一概にそうはならない。例えば、共同募金の街頭募金活動に協力するとした場合、人が集まる大型店舗や公共施設等、街頭に立ち道行く人に募金の協力を呼びかけることとなる。この活動は不特定多数の人と接触の可能性がある取り組みであるため、活動協力者にはマスクの着用その他、可能な限り接触を避ける活動形態など、それらの配慮がなければ協力する民生委員を危険にさらすことになる。協力を要請する団体が果たしてどの程度感染症予防対策に留意しているのかを判断するためには、前述のとおり、正しい知識と情報が必要となることを改めて補足しておく。

【図 8-1：コロナ禍における活動整理のイメージ】



○活動財源（予算）の整理

前述「6-5 活動財源に関すること」において、現状における課題ならびに考えられる対応について記載しているので、詳細に関する事項は割愛し要点だけを述べたい。

活動の財源に関する現状としては、委員個人の活動費が増加し、民児協の財源は予算に残額が生じる可能性が高いことはすでに示したとおりである。不足が見込まれる委員個人の活動費について、地元行政の独自財源によりその補填を求めることも示唆しているが、即座に実現できる可能性は決して高くない。一方では財源が不足し、一方では残額が発生するこの状況に関しては、双方の財源を有効に活用しバランスをとる方法を提案したい。

委員の個人活動では、電話代等の通信費の他に、マスク、除菌スプレーなどの感染症予防用品の購入費用も必要となってくるが、それらの感染症予防用品を民児協で一括購入し、所属委員に配布する方法をとることで、委員個人と民児協の財源のバランスをとるアイデアがある。北海道から補助される「地区民生委員協議会活動推進費」（250,000 円）については、取扱要綱により、その用途は、①研究協議会開催経費、②情報提供資料作成経費、③その他経費の3つに分類されている。民生委員法第24条第1項に規定される“民児協の任務”を果たすための経費として位置付けられているが、その用途ならびに運用にあたって、3つの全ての分類に関する取り組みを履行する必要はない。①研究協議会開催経費は、定例会の開催や研修、研究協議の費用に充てられるものであるが、仮に年度内に研修や研究協議を実施できなかったとしても問題はないということだ。この財源は、飲食等の不適切な取り扱いを除けば、民生委員活動への用途は幅広く認められる。前述の活動の見直しに合わせ、民児協予算を活用し個人の費用負担軽減に関して検討することを勧めたい。

なお、北海道が示している取扱要綱における対象経費の概要と用途は以下のとおりとなっているので、参考にしてほしい。

■民生委員等関係経費負担金取扱要綱一部抜粋

第2 事業内容

(1) 民生委員活動費

民生委員児童委員が要援護者等に対して相談、援助及び指導等を円滑に行うために要する経費

(2) 地区民協活動推進費

民生委員が活動に必要な専門知識・技術を身につけるための次に掲げる経費

ア 研究協議会開催経費

活動を行うために必要な行政の動向、認知症高齢者問題、介護問題、児童問題、保健医療問題等について、それぞれの専門家を講師として講義等を受けるとともに、民生委員が当面している課題や担当事例を出し合い、専門家の助言を得ながら研究協議を行うための経費

イ 情報提供資料作成経費

関係行政機関及び関係団体からの地区民協に対する連絡、依頼事項、研究協議の概要、住宅・施設福祉の公的施策や各種調査結果等その他必要な情報のとりまとめを行うための経費

ウ その他経費

その他地区民協における活動の推進のための経費

(中略)

第3 負担金等

(1) 対象経費

ア 民生委員活動費

旅費、研修費（研修負担金等）及びその他民生委員活動の際に係る経費

イ 地区民協活動推進費

旅費、会議費（会場費、食糧費（会食にかかる経費を除く。）、事務費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費）、研究協議費（報償費、会場費）、情報収集資料作成費（需用費）及びその他活動の推進に係る経費

(4) 人権に対する配慮（差別しない、偏見を持たない）

民生委員法では、委員の執務基準として、以下のとおり守秘義務および差別的又は優先的取り扱いを禁止する条文が存在する。この条文はいわば、地域住民の“人権”を守る手段と考え方を示しているものである。そして、社会福祉の根源には、この“人権”というキーワードが存在する。

民生委員法第15条

民生委員は、その職務を遂行するに当っては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

新型コロナウイルスは、病理としての脅威もさることながら、人びとの不安や恐れを増幅させ、そのことが、嫌悪・偏見・差別を生み出しているという指摘がある。ウイルス感染に関わる人や対象を、日常生活から遠ざけたり、差別するなど、人と人との信頼関係や社会のつながりを壊すとも言われている。これらの現象は、民生委員法の理念や、民生委員法第15条に規定する執務基準と相反するものである。よって前述のとおり、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身につけたうえで、改めて、この執務基準に照らした自らの活動のあり方を見つめ直し、差別的な扱いをしない人権に対する配慮をそれぞれが考える必要がある。

【参考資料】

- ・日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」（2020年3月）
- ・全国民生委員児童委員連合会「全国モニター調査報告書」（2018年3月）
- ・北海道民生委員児童委員連盟「市町村民児協基本調査報告書」（2017年3月）
- ・北海道民生委員児童委員連盟「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」（2019年3月）
- ・総務省「新型コロナウイルス感染症に関する情報流通調査報告書」（2020年6月）

9. 道民児連の今後の取り組みについて

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、厚生労働省および全民児連は、複数回にわたって活動の留意点を全国の民生委員に示した経過がある。このことに関連して、全民児連事務局に対して、今後、コロナ禍における活動指針を示す予定に関して確認したところ、現状では地域格差がありすぎて一概に示せないため、指針の策定は予定していないとのことであった。

しかしながら、本調査はもとより、市連合民児協の調査において、一部意見としてあったのが、新しい活動様式の提示を求める声であった。これらの調査結果にもとづき、さらに研究をすすめ、本連盟として以下の取り組みを検討したい。

(1) 新規感染者に関する管内別の情報提供

各市町村民児協の活動の参考にしてもらうために、本連盟が作成した管内別・期間別の新規感染者にかかる集計データを公表し、適切な現状把握を促す。

(2) アンテナ道民児連による調査結果報告

現在進捗中の「新型コロナウイルス感染拡大による活動への影響に関する調査」の結果と一部考察および提言をまとめ、本連盟広報誌アンテナ道民児連に特集記事を掲載する。

(3) 「新北海道民生児童委員活動スタイル」（仮称）の作成検討

実態調査の結果を受け、暫定版として標記活動スタイルを作成する。本スタイルの作成にあたっては、委嘱権者である北海道の監修を得ることとし、可能であれば、北海道知事と道民児連会長の連名により発出できるよう手はずを整えたい。なお、各市町村民児協において、本件にかかる活動事例がある程度集積した段階でこの提言を見直し、最終的な提言としてまとめる方向性を担保しておきたい。作成作業に関しては、設置趣旨とは異なるものの、緊急的暫定措置として「民生委員児童委員研修のあり方に関する検討委員会」への付託も視野に入れたい。

(4) 新型コロナウイルスと向き合う新たな活動スタイルに関する周知の方法

上記(3)の作成を受け、「民生委員児童委員専門研修」において、具体的な活動事例等を用いた民生委員児童委員に対するレクチャーの機会を設け、周知を図る。

10. 「新北海道民生児童委員活動スタイル」（仮称）の作成に向けたロードマップ

標記活動スタイル作成にあたっては、前例がないこともあるため、理事会・評議員会の議決を得ることとしたい。そのことに伴って、以下のロードマップにより作成作業を進捗させたい。

令和2年6月29日作成時点

時 期	法人議決関連	広域周知関連	策定作業関連
5月上旬 ～6月中旬			◇ 実態調査の実施 主に道内 420 単位民児協を対象に2～4月の活動に関する調査を実施
6月下旬			◇ 実態調査報告書作成
7月上旬			◇ 内部調整 会長に対して本構想を説明のうえ承認を得る。
7月中旬	◇ 臨時正副会長会議（書面） ①実態調査結果報告 ②「新活動スタイル」作成にあたっての研修検討委員会への付託	◇ アンテナ道民児連発行 実態調査報告書の概要と今後の活動のあり方を一部掲載	
8月上旬		◇ 報告書アップロード 暫定版として本連盟HPに報告書をアップロード	◇ 北海道との事前調整 「新活動スタイル案」を作成し、北海道との共同宣言に向けた事前協議。
8月中旬			◇ 第1回研修検討委員会 会長の付託を受け「新活動スタイル」の作成協議。なお、この時点では「新活動スタイル（第1版）」として中間報告とする。
8月19日(水)	◇ 臨時正副会長会議 検討委員会の中間報告を受け、「新活動スタイル（第1版）」の理事会上程を決議。		
8月下旬	◇ 臨時理事会（書面） 「新活動スタイル（第1版）」の決議。		
9月中旬	◇ 臨時評議員会 「新活動スタイル（第1版）」の決議。		◇ 第2回研修検討委員会 継続協議。
10月上旬		◇ 「新活動スタイル（第1版）」の発行 道内全民生児童委員に対して、パンフレットを送付。	
11月上旬			◇ 第3回研修検討委員会 継続協議。
12月上旬			◇ 第4回研修検討委員会 「新活動スタイル」の最終答申。
1月22日(金)	◇ 第6回正副会長会議 研修検討委員会から最終答申を受理。		
2月16日(火)	◇ 第3回理事会 最終答申承認。		
3月9日(火)	◇ 第2回評議員会 最終答申承認。		
3月下旬		◇ 「新活動スタイル（第2版）」の発行	

※「新活動スタイル」は、状況の変化に応じて変更を求められるため、上記スケジュールは柔軟性を担保する必要がある。